

当総務委員会に付託された案件については、2月29日、午後2時から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第2号中、当委員会に分割付託された案件、議案第30号、議案第32号及び議案第33号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

公共施設整備基金積立金について、いつまでにいくら積立をするなどの目標はあるのか。また、資金の効率的な運用は考えているのか。とに対し、

具体的な目標設定はしておりませんが、平成31年度からの公共施設更新計画で大きなウエートを占める最初の10年間の概算事業費が約590億円。財源内訳として国庫補助金等が130億円、地方債345億円、一般財源が115億円と見込んでおり、この一般財源を確保するために基金の積立を行うもので、大口定期で運用をしております。また、起債はしていますが、一般単独事業債等ではなく、地方交付税の対象となる公共事業等債に制限しております。とのこと。

情報システム作業委託料について、委託料が高いと感じるが適正な金額なのか。とに対し、

県内の半田市と同規模の自治体では、パソコンを2台設置する方法により7千万円から1億5千万円もの費用が掛かっているため、今回半田市の予定している方法が一番安く効率的な方法と考えております。とのこと。

地域手当について、今まで給料等については、人事院勧告や国の考え方に準じて改正を行ってきたと思うが、今回は総合的な判断で6%に改正することだが、今後はどのように考えているのか。とに対し、

今回の改正は、県内の地域手当支給状況から、バランス的に半田市だけ3%に据え置くことは、職員のモチベーションの面からも士気が保てないとの判断によりますが、今後も財政状況や近隣市町の状況などを勘案する中で、適切な判断を行いたいと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、まず、議案第2号中、当委員会に分割付託された案件について、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く、議案第30号については、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く、議案第32号については、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く、議案第33号については、挙手により採決した結果、賛成委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第8号及び議案第11号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、2議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。